



固定資産税に係る各種届出

固定資産税は、毎年賦課期日（1月1日）時点の課税台帳に掲載されている情報に基づいて課税されます。固定資産（土地・家屋・償却資産）の次の①～③のように現況に変更があった場合は変更届が必要です。

問い合わせ先

役場税務課固定資産税係
☎(86)1172「直通」



①所有者が変更になった・納税義務者を変更したい場合

「課税台帳所有者・納税義務者変更申請書」の提出が必要です。
※現在の納税義務者および新たな納税義務者双方の記名押印が必要です。

【例】納税義務者が死亡した、売買などで新たに土地・家屋を保有したなど

②家屋を解体した場合

「課税台帳家屋抹消申請書」の提出が必要です。

【例】住宅、倉庫を解体したなど

③土地の使用状況（現況）に変更が生じた場合

「課税地目変更申請書」の提出が必要です。

【例】山林を切り開いて住宅を建築した（山林から宅地）

家屋を解体して畑を造成した（宅地から畑）

なお「その他雑種地」については、現況によって評価基準が変わります。現況の変更があった場合は届出をお願いします。

【例】駐車場から太陽光発電施設利用地へ転用（法面含む）

未利用地から造成・集積場（平地）へ転用など

「不足額給付」を支給します

町では、令和6年分所得および定額減税の実績額などの確定後に、本来給付すべき額が令和6年度に行った定額減税調整給付金（以下「調整給付金」）の額を上回ったかたに対し、不足分を追加で給付します。詳しくは町ホームページから閲覧できます。

問い合わせ先

役場福祉事務所
給付金コールセンター
☎090(8570)1285

○支給対象者

令和7年1月1日に本町に住所を有し、次の要件①・②のどちらかに該当するかた

・要件①

令和6年度の「調整給付金」の対象者のうち、次のいずれかに該当するかた

1 令和5年分所得より令和6年分所得が減少したかた

2 令和6年中に扶養親族が増えたかた

3 修正申告などにより令和6年度分個人住民税所得割が減少したかた

・要件②

次のいずれにも該当しないかた

1 これまでに定額減税ならびに「調整給付金」の対象とならなかったかた（本人および扶養親族）

2 令和5年度で非課税世帯への給付金・均等割のみ課税世帯の対象とならなかったかた（世帯主・世帯員）

3 令和6年度で、新たな非課税世帯・新たな均等割のみ課税世帯への給付金の対象とならなかったかた

○支給額

・要件①

「調整給付金」を上回る額（1万円単位）

・要件②

4万円（令和6年1月1日時点で国外居住のかたは3万円）

○申請手続き

※申請期限10月31日（金）

対象者へ8月中旬に支給確認書を送付します。必要事項を記入のうえ、返送ください。